

第1ワーキンググループ報告（骨子案）

（たたき台）

I 公的統計整備の考え方（スキーム・基準関係）

1 統計ニーズの把握方法

- 産業構造や政策ニーズの変化に的確に対応した統計の作成に当たっては、幅広くニーズを把握し、統計整備に反映することが必要
- このニーズ把握については、基本計画の見直し、各府省横断的な統計の整備・改善の推進、利用者・報告者に対する理解促進等に効果
- このため、従来から各府省が実施してきた個別の取組みに加え、総務省が総合窓口を設置し、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握し、各府省で情報を共有。その際、e-Statの利活用状況や、同サイトに意見・要望を把握するための掲示板を設けることについても検討（平成21年度から着手）
- また、統計委員会において、政策部門、学会、経済界等の関係者から構成される【P】「府省横断的なユーザーの意見を聞く機会」を設けて、幅広く把握したニーズから論点を絞って議論し、その結果を、基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用（平成21年度から着手）

2 基幹統計の指定等の基準の明確化

- 統計法においては、総務大臣が統計委員会の意見を聞いて指定する基幹統計の基準として、次のとおり規定
 - ① 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ② 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ③ 国際条約又は国際機関が作成する統計において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- この指定基準に該当するかどうかの判断は、個別具体事例に即して行われることが適当であるが、一般的な判断要素の例としては、次のような観点が考えられる。
 - ① 各分野の主要な構造統計（センサス統計）
 - ② 月例経済報告で利用されている統計
 - ③ 結果の利用が法令上明記されている統計
 - ④ 人や物の国際的フローを水際で捉える統計
 - ⑤ 全国かつ主要な業務統計
 - ⑥ 全国かつ重要な加工統計
 - ⑦ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計

- ⑧ 国連で提唱されたSSDSを基に総務省（統計局）が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉となっている統計
- ⑨ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- また、基幹統計の指定を個別に検討する際には、上記の判断要素のほか、結果の利活用範囲等を踏まえるとともに、基幹統計を作成するための調査（以下「基幹統計調査」という。）には報告義務が課せられることや、可能な限り地方別表章が行われていることにも留意して検討することが必要
- 【P】将来推計値については、推計のためのパラメーターが客観性・正確性を有し、作成基準が公開されているなどが必要

3 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価

- 社会経済のニーズの変化に対応した優れた統計を整備するためには、既存統計調査の見直し・効率化が必要
- この見直し・効率化に当たっては、次のような視点から検討することが適当。また、この検討に当たっては、統計の評価とも密接に関連することから、評価結果も踏まえることが必要
 - ① 行政記録の活用により報告負担の軽減・精度向上を図る余地はないか
 - ② 当該統計調査を創設する際の利用目的が、評価時点でも有効か
 - ③ 政策の企画・実施にどの程度寄与しているか（各調査項目レベルで政策のどの部分に具体的に寄与しているか）
 - ④ どのようなユーザー層を想定して作成されているか
 - ⑤ ユーザーニーズという観点から公共財として提供すべきものか
 - ⑥ 作成される統計が幅広く利用されているか
- 【P】総務省（政策統括官）は、上記の見直しの視点やIMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、自己評価のためのガイドラインを策定（平成21年度中）
- 【P】各府省は、所管する公的統計について、上記ガイドラインに基づく自己評価を、重点的かつ計画的に実施（平成22年度から着手）
- 【P】特に、基幹統計調査については、本基本計画の改定時や、法第55条に基づく施行状況報告の際などに、統計委員会の客観的評価も踏まえ、見直し・効率化の余地を検討
- 【P】また、総務省（政策統括官）は、上記1のニーズや自己評価結果を、財務省との調整や承認審査に活用（平成22年度から着手）

4 統計基準の設定

- 統計法に規定された統計基準の設定については、①比較可能性の向上、②客観性の確保及び③重複排除の視点から判断することが必要
- 総務省（政策統括官）は、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」

に加え、「日本標準職業分類」を分類に関する統計基準として追加するとともに、「指数の基準改定時等」及び「季節調整法の適用」を品質に関する統計基準として指定（平成〇年度）

- 総務省（政策統括官）は、「日本標準商品分類」についてサービスの取り扱いを含めて検討を進めた上で、統計基準として指定することの可否を決定。また、「従業上の地位にかかる分類」【P】及び「統計の品質表示のための共通様式」等について、研究を進めた上で、統計基準として設定することの可否を決定（平成〇年度末まで）
- 【P】設定した基準の適用については、個々の基準のこれまでの運用実績や性格を踏まえ、個々にその遵守のレベルを設定
- これらの統計基準のうち、「日本標準産業分類」及び「日本標準職業分類」については、大規模周期調査の実施周期にも配慮しつつ、おおむね5年を目途に、見直しの必要性等を検討することを明確化

II 統計リソースの有効活用等

1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

- 産業構造や政策ニーズの変化に的確に対応した統計を作成することが求められているが、必要な統計リソースが不足との認識
- 各府省は、統計整備を推進する観点から、必要な統計リソースを確保するため、府省内や財政当局の理解を得られるよう最大限努力
- 【P】総務省（政策統括官）は、本基本計画における統計整備の実効性を確保するため、上記 I-1 のニーズや I-3 の自己評価結果も踏まえた財務省との連携の在り方を検討（平成21年度中）
また、総務省（政策統括官）は、各府省における基本計画への予算・人員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等を行うための場を設置（平成22年度以降）
- 【P】各府省は、業務の内容に応じた必要な人材の量（実査、審査、集計部門）と質（企画、分析・公表部門）のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、必要な人員の確保に努力（平成21年度から着手）
- 【P】各府省は、新たな統計の作成、統計調査の実施等に当って、その策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討（平成21年度）
- 各府省は、効率的な統計整備を図るため、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省（統計局）の機能・リソースを最大限に活用するほか、関係府省の協力に基づき、必要に応じ共管・共同調査として実施
- 各府省は、緊急ニーズに的確に対応した統計を作成するに当たって、第一義的に行政記録及び既存統計調査の活用の可能性を検討。その際、既存統計の特別集計に

加え、既存統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討

- また、総務省（政策統括官）は、上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応（平成21年度から着手）

2 実査体制（統計専任職員等）

- 新統計法では、地方公共団体を含めた行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを基本理念として規定（法第3条）
- 基幹統計を作成するための地方公共団体における事務は、法定受託事務として規定されているが、基幹統計は地方公共団体にとっても基幹的な統計であり、本基本計画に基づく今後の統計整備に当たっては、国と地方公共団体が協働して取り組むことを基本的な考え方とし、次のような方策を多面的に実施
 - ① 各府省は、地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施（平成21年度から着手）
 - ② 各府省は、実査業務の平準化にも配慮した基幹統計調査の工程表を作成するとともに、総務省（政策統括官）は、新たな統計整備ニーズにも対応するため、地方統計機構の業務量を極力平準化するための調整の場を整備（平成21年度）
 - ③ 各府省は、地方公共団体を經由する調査について、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、地方のニーズにも対応した上乘せ調査（客体数、調査事項）を実施・支援（平成21年度から着手）
 - ④ なお、政府は、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づく地方分権推進委員会において、国の事務事業、出先機関の見直し等を検討しており、この検討結果によっては、本基本計画が前提とする実査系統にも影響が生じる恐れがあるため、地方分権推進委員会の検討状況に留意することが必要
- 【P】総務省（政策統括官）は、都道府県統計専任職員制度について、基準単価、交付対象範囲等の見直しの余地を検討（平成22年度末まで）
- 各府省は、統計調査員の負担を軽減するため、調査員調査の手法の改善余地を検討するとともに、統計調査員の処遇改善に努力
- 各府省は、統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等に対する周知を推進（平成21年度から着手）
- 各府省は、統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する（平成21年度から着手）。また、【P】総務省（政策統括官）は、国及び地方公共団体が民間事業者を活用して調査員調査を実施する場合に備え、予め登録調査員に対し、民間事業者に登録情報を提供することについての意向を確認するよう地方公共団体

に要請（平成21年度）

- 【P】総務省（政策統括官）は、統計調査員の能力認定制度の導入に関する地方公共団体及び統計調査員のニーズも踏まえた実証的な研究を支援（平成21年度から着手）

3 統計職員等の人材の育成・確保

- 【P】各府省は、主に統計関連業務に従事し、統計整備の中核となる職員を育成するため、統計の利用部局（加工・分析業務部門）と作成部局の人事ローテーションを可能な限り確立。また、府省相互の信頼関係を醸成するとともに、良質の人材を育成するという共通認識の下に、【P】任期付職員採用制度の有効活用にも留意し、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進
- 【P】各府省は、今後導入される予定の人事評価制度において、統計に関する専門性の観点を経験職員の目標として設定（平成22年度以降）
- 【P】各府省は、人材育成を計画的に推進するため、中核職員の育成率及び総務省統計研修所の研修受講目標等、府省の実情に応じた努力目標を設定（平成21年度中）
- 【P】各府省は、国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣も含めた能力・経験の向上方策を推進
- 【P】総務省（政策統括官）は、統計基準の設定・改訂等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討の場を設け、戦略的な国際対応力を向上を推進
- 【P】総務省統計研修所は、データの2次利用や、データ・エディティング手法などの実務能力向上に直結する研修等を充実（平成21年度から着手）
- 【P】なお、政府では、平成20年6月に公務員制度改革基本法を成立させるとともに、公務員制度改革推進会議を設置し、個別法の検討を進めることとしており、これらの改革の動向にも留意することが必要

4 関係機関等（地方・学会等）との連携強化

- 統計委員会は、「府省横断的なユーザーの意見を聞く機会」に、関係学会の参加を要請し、統計作成・利用の両面からの連携を強化するとともに、統計技術の向上を図るための共同研究を推進（平成21年度から着手）
- 【P】各府省は、統計の調査・研究の実施に当たって、プロジェクト型（公募型・競争型）の研究を推進するとともに、大学及び大学院の講義等も活用して人材を育成（平成22年度以降）

5 統計の中立性

- 【P】各府省は、国民から見て、公的統計が中立的と受け止められることが重要

との視点から、次のような措置を実施

① 統計作成過程の透明性をHP上で明確化

② 組織内の事前情報共有の範囲限定を内規として設定